

平成28年度

## 甌農産物地産地消促進補助金

評価表 NO.

29

所管部課名	農政課	担当者	川添 浩二					
事務事業名	農産物流通・販売支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部補助金等交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成28年度 予算額	800 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	800 千円	千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	補助事業者等の数		3		33			
成果指標②	出荷量(サイ)		55		33			
補助対象者	生産者団体及び個人							
補助対象経費	甌から本土に農産物（じゃがいも・たまねぎ・米）を出荷するためにかかる航送料							
補助対象事業・活動の内容	甌で生産された農産物（じゃがいも・たまねぎ・米）を海上輸送で本土へ出荷する。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ		<input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ		<input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方		<input type="checkbox"/> その他
補助金額又は補助率	農産物を出荷するためにかかる渡送料全額							
上記項目の積算方法	甌商船が請求する金額							
補助を受ける3年間の事業（団体）等の決算状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	559,028	100.0%	686,918	100.0%	672,220	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	559,028	100.0%	686,918	100.0%	672,220	100.0%
	支出	事業費	559,028	100.0%	686,918	100.0%	672,220	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	559,028	100.0%	686,918	100.0%	672,220	100.0%
	支出計/前年度支出計			122.9%		97.9%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	2		3		2			
成果指標の推移①	2		3		2			
成果指標の推移②	43		50		40			
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成25年度「現状のまま継続（拡大）」甌島における新たな新規就農者の誕生に期待したい。</p> <p>【前回評価への回答】 甌島の新規就農者に対し、この事業を活用できた。</p> <p>【今年度の改善点】 生産者団体のほか新規就農者、担い手農家、認定農業者も事業対象者に加えた。（H26）</p> <p>【費用対効果】 本土にはない航送料分のコスト低減が明らかに図られている。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	甌地域の農業振興が図られる事により、生産農家が増加するとともに、農産物の流通が図られることで、甌地域の農地の保全・活用が図られるなど波及効果は大きい。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	本土では発生しない経費（航送料）であり、甌島地域と本土地域の地域間格差を解消する対策は必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	本土では発生しない甌地域限定の課題に対する解決策であり、作物の作付けが普及している。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	要望に応じて事業を実施しているため、行政以外の者が行う方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	本土では発生しない経費（航送料）の補助である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	当該補助事業を実施することで、栽培面積も増加傾向にある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	栽培面積が増加傾向にあるなど、農地の有効活用や農業の活性化が図られている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	甌において生産量が増加し、収益性が安定するまで支援が必要と考えられる。本市住民が抱えている課題であり、これを解決するのは行政の役割である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	航送料のみの助成（地域間格差解消対策）であり、妥当と考えている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 本土と甌島間の地域間格差を解消する対策であるから		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 農産物生産者（販売農家）の推進		≪まとめ≫

## 甌農産物地産地消促進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる甌農産物地産地消促進補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の要件)

第2条 補助金は、次の各号に定める要件を満たす者であって、本市に住所を有し市税等の滞納がない者に対して交付する。

- (1) 本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力する者であること。
- (2) 認定農業者、担い手農家、新規就農者及び3戸以上の農業者で構成される生産者団体（以下「申請者」という。）であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、甌地域で生産された農産物（加工品を含まない。）を薩摩川内市本土地域への出荷を目的として海上輸送を行った航送運賃について交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要とみとめる書類

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でない認められる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 海上輸送を行った航送運賃の内容が分かる書類
- (2) 当該補助事業等に係る領収書または請求書

- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類  
(効果の測定)

第8条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 海上輸送した農産物の出荷量、販売額  
(2) 補助事業者等の数  
(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。